

審査委員名 _____

令和3年度看護小規模多機能型居宅介護事業所選定審査基準表

法人名：

事業所名：

令和3年度募集説明用資料

・合計点

点 / 75 点

・1点の項目数

(選定方法)

出席した半数以上の審査委員の採点が、以下のいずれかの条件に該当した場合、選定しません。

- (1) 審査委員1人につき合計点が43点以下
- (2) 審査委員1人につき1点の審査項目が3ヶ所以上

No.	審査項目	審査内容	配点	採点基準	採点
1	法人の事業理念 (応募動機)	・理念、応募動機が市内のサービス利用者の福祉の増進に寄与するものとなっている。 ・補助事業者として適格な理念、応募動機となっている。	5	非常に良い事業理念となっている。	
			4	良い事業理念となっている。	
			3	一般的な事業理念となっている。	
			2	あまり良い事業理念ではない。	
			1	良い事業理念ではない。	

2	法人の事業実績	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業の運営経験があることが望ましい。 (同一グループ法人を含む)</p>	5	看護小規模多機能型居宅介護事業を運営中である。
			4	小規模多機能型居宅介護事業または訪問看護事業を運営中である。
			3	配点5、4以外の地域密着型サービス事業を運営中である。
			2	配点5、4、3以外の介護保険サービス事業を運営中である。
			1	これまで介護保険サービス事業の運営経験がない。
3	事業所の運営方針	<p>看護小規模多機能型居宅介護の理念を理解し、利用者本位のサービスを提供できるような先駆的な取り組み等、特色ある運営方針を立てている。</p>	5	非常に良い運営方針となっている。
			4	良い運営方針となっている。
			3	一般的な運営方針となっている。
			2	あまり良い運営方針ではない。
			1	良い運営方針ではない。
4	<p>運営計画 (利用者確保の見込)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場調査等に基づき検討を行った利用者確保のための具体的な計画があり、その実現性が高いことが望ましい。 特定の施設等の入所者や、特定の法人が運営する介護サービス利用者を対象とした「囲い込み」ではなく、サービス提供地域の被保険者へ広く提供可能な計画となっていることが望ましい。 	5	詳細な市場分析に基づく、利用者を広く確保するための具体的な計画があり、利用者確保の実現性が高い。
			4	利用者を広く確保するための具体的な計画があり、利用者確保の実現性が高い。
			3	利用者確保のための計画は、一般的なものであるが、利用者確保は見込まれる。
			2	利用者確保の実現性は高いが、特定の利用者の囲い込みが利用者確保の主な計画となっている。
			1	具体的な検討がされておらず、利用者の確保が見込めない。

5	人員計画①	介護・看護職員を定着させ、質の高い介護を確保する研修計画や報酬体系が検討されている。	5	非常に良く検討されている。	
			4	良く検討されている。	
			3	一般的な検討となっている。	
			2	あまり良く検討されていない。	
			1	検討されていない。	
6	人員計画②	介護職員の確保の確実性が高いことが望ましい。	5	確保できる。	
			4	確保できる可能性が高い。	
			3	不確定要素もあるが、確保可能と思われる。	
			2	確保が不確実である。	
			1	確保の確実性が非常に低い。	
7	人員計画③	看護職員の確保の確実性が高いことが望ましい。	5	確保できる。	
			4	確保できる可能性が高い。	
			3	不確定要素もあるが、確保できる。	
			2	確保が不確実である。	
			1	確保の確実性が非常に低い。	

8	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスが必要な人へ確実にサービス提供できるよう地域包括支援センター、民生委員等と連携した体制がとれるよう検討されていることが望ましい。 ・地域住民やボランティア団体等の地域資源を活用する取組みが検討されていることが望ましい。 	5	非常に良く検討されている。	
			4	良く検討されている。	
			3	一般的な検討となっている。	
			2	あまり検討されていない。	
			1	検討されていない。	
9	地元の理解	近隣住民、自治会、町内会、民生委員等に対し説明を実施し、理解を得ている。	5	理解が得られているうえ、地域から整備を要望されている。	
			4	理解が得られている。	
			3	概ね理解が得られている。	
			2	理解が得られているとは言えない部分がある。	
			1	理解が得られていない。	
10	第8期介護保険事業計画における指定圏域への事業所の設置	本市が第8期介護保険事業計画にて看護小規模多機能型居宅介護事業所の圏域を追浜・久里浜・西圏域に設定しており、この圏域での応募が望ましい。	5	追浜・久里浜・西圏域に事業所を設置する計画である。	
			0	追浜・久里浜・西圏域以外の圏域に事業所を設置する計画である。	

11	法人の 財務状況	財務状況が安定し、健全であることが望ましい。	5	非常に安定し、健全である。	
			4	安定し、健全である。	
			3	特に問題はない。	
			2	多少不安要因がある。	
			1	安定的とはいえない。不安定である。	
12	事業所の 収支計画	収支計画が適切であり、安定した事業が期待できることが望ましい。	5	非常に適切であり、安定している。	
			4	適切であり、安定している。	
			3	特に問題はない。	
			2	多少不安要因がある。	
			1	不適切であり、不安定である。	
13	財務状況の 総合的評価	財務状況、収支計画及び特筆すべき事項を総合的に評価	5	非常に良い。	
			4	良い。	
			3	特に問題はない。	
			2	多少不安要因がある。	
			1	問題あり。	

14	総合的評価	補助事業として選定することについての総合評価	10	非常に優れている。
			8	優れている。
			5	特に問題ない。
			3	多少不安要因がある。
			1	問題あり。